ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を昭和五十八年建設省告示第千六百九十二号で指定した同号九に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道上川郡清水町
字羽帯南十二線　九五番地先河川敷　一号から三号まで、五号及び六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ペケレベツ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱五号と六号を昭和四十年建設省告示第千六百九十一号で指定した佐幌川（ペケンベツ川）に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱六号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道上川郡清水町
字清水　四六八番一　一号、二号及び五号
四六八番九　三号及び四号
国有林一六林班う小班　六号、十一号及び十二号
国有林一六林班さ小班　七号から十号まで

○国土交通省告示第三百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田尻沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七十号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

茨城県日立市田尻町
字松ボロ　三八二番二　一号から三号まで
四九四番　四号から七十号まで

○国土交通省告示第三百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高垣洞

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成二十八年国土交通省告示第四百十三号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県郡上市八幡町小野
字西山　一〇七九番二　一号から三号まで

○国土交通省告示第三百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

櫛谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭
字クシ谷　二二四二番一及び二二四二番二
二二四三番から二二四五番まで
二二四六番一及び二二四六番二
二二四七番
二二四八番一及び二二四八番二
二二四九番から二二五三番まで
字クシ谷下平　二六〇二番二及び二六〇二番三
二六〇三番一から二六〇三番三まで
鳥取県八頭郡智頭町大字三田
字櫛谷　九七六番四
九七六番六

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県八頭郡智頭町大字三田
字櫛谷　九七六番一　一号から四号まで
九七六番六　六号
字和田平　九七七番八　五号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭
字クシ谷下平　二六〇三番三　七号
二六〇二番二　八号及び九号
二六〇二番一　十号及び十一号
字クシ谷　二二四〇番　十二号
二二三八番　十三号
地先道路敷

○国土交通省告示第三百三十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水口川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第千七十号で指定した土地の区域を除く。）

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松
字竹ノ倉　二一一七番五
二一一三番三地先道路敷　一号及び二号
二一一四番地先道路敷　三号及び四号
二一一一番二地先道路敷　五号から八号まで
二一一一番二　九号
二一一〇番地先道路敷　十号
二一一〇番　十一号
二一一八番　十二号
二一三四番四地先道路敷　十三号
二一三四番二二地先道路敷　十四号
字壇城　二一一四三番一　十五号
二一一四五番　十六号
二一一四七番　十七号
二一一五四番　十八号及び十九号
二一一五六番　二十号

○国土交通省告示第三百三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

一里山川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市狩尾
字日下　一七五七番一　一号から四号まで
一七九二番　五号
一七八八番一　六号
一七八七番二　七号
一八三二番一　八号
一八〇五番一　九号
一八三一番一地先道路敷　十号から十五号まで

○海上保安庁告示第十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、一般財団法人新日本検定協会から登録確認機関が確認業務を行う事業場の所在地について、平成二十九年四月十七日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月十日

海上保安庁長官　中島　敏

変更する大分事業所の所在地

変更後	変更前
大分県大分市大字家島字江合一〇五五—	大分県大分市大字海原字地浜九三四